

大阪府の「ヤミ金特区」提案に強く反対する緊急声明

2010年7月7日

大阪クレジット・サラ金被害者の会
(大阪いちょうの会)
代表幹事 小川 清
同 弁護士 植田勝博
同 司法書士 堀 泰夫

【事務所】〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目2番7号
昭栄ビル北館27号室
電話 06(6361)0546 FAX 06(6361)6339

2010年7月6日、大阪府は「小規模金融特区」を国に対して提案した。

この特区は、財務局登録を含む大阪府に本店を置く貸金業者を対象として、認証貸金業制度を創設し、認証貸金業者については1年以内の短期貸付及び20万円以下の少額の貸付について、上限金利を年29.2%に緩和するとともに、年収3分の1以下の貸付を原則として禁止した総量規制についても、一定の範囲での例外化をはかるというものである。

このような特区構想は、多重債務被害を拡大させるものであり、到底認めることはできない。当会は断固としてこの特区構想に反対し、即時の撤回を求めるものである。

1. 我が国の自殺者数は、2009年で12年連続で3万人を超え、「生活・経済問題」を理由とした自殺者も8,000人を超えている。高金利被害による自殺者が年々増加する一方である状況を受け、多重債務被害の根絶を目的として、平成18年12月に貸金業法等が改正された。改正貸金業法等は本年6月18日には完全に施行され、その中で、年利20%を超える利息は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科されることとなった(改正出資法第5条1項)。構造改革特区の名の下に、この犯罪的金利を合法化することは、「国民生活の向上と国民経済の発展に寄与する」という構造改革特区制度の目的に反するものである。府はこの特区構想において「大阪府を金利解放エリアとする」としているが、そもそも、そのような治外法権的な「ヤミ金特区」の存在など、社会通念上許されることではない。
2. 多重債務被害の根源は、過剰貸付・高金利・過酷な取立という「サラ金3悪」にある。今回の貸金業法等改正は、この「3悪」を規制し、もって多重債務被害の根絶を目的としている。これらの規制緩和を図るような大阪府の特区構想は、この貸金業法等の改正の趣旨を踏みにじるものである。

また、大阪府の構想する小規模金融や短期金利の緩和は、平成18年の貸金業法等改正の際にも「短期特例金利」として導入が検討され、脱法行為を許すべきでな

いとして最終的に排斥されたものを復活させようとするものである。

大阪府の構想では、「大阪府に本店を置く貸金業者」が対象であり、近畿財務局登録業者も対象となっている。この特区構想が実現すれば、全国規模で営業展開をしている貸金業者が大阪府に本店を移動させることにより、上限金利規制と総量規制を緩和した営業を全国的に展開することも可能であり、事実上、改正貸金業法等を否定する結果を招くことは明白である。

3. 報道によれば、このような特区構想の根拠として、府では、中小企業の破綻防止とヤミ金被害の防止を掲げているとのことである。しかしながら、このような特区構想によりそれらの目的は実現されることはない。

仮に特区構想が実現し、本来貸付を受けられないはずの中小企業や個人が貸付を受けられ、いったんは資金繰りが改善したように見えたとしても、すぐに高利の利息を付した返済に追われるのであり、早晚返済に行き詰まることは明白である。また、ヤミ金の被害を防止する目的で、出資法違反の犯罪的金利を容認するのは本末転倒といえよう。

重要なのは、適切な債務整理の手続をとることにより、多重債務状態から脱却し、個人の生活や企業の経営を再建することであって、目先の資金繰りに囚われて多重債務状態を際限なく継続することではない。本件特区構想は、金利引き下げと総量規制により、多重債務の根絶を図る法改正の趣旨を没却し、貸金業者を利するだけのものであり、「ヤミ金特区」の設置には何らの合理性も必要性も見いだせない。

4. 多重債務問題の解決は、「ヤミ金特区」の提案などではなく、政府より自治体に要請された多重債務問題改善プログラム（相談窓口や公的融資等のセーフティネット制度の充実、消費者に対する金融教育、ヤミ金の徹底的な摘発）を推進することにより果たされるべきである。多重債務問題改善プログラムは、未だ実施途上にあり、これまで以上に推進させることこそが、大阪府が果たすべき役割である。大阪府が行政としての責任を放棄し、多重債務者を多重債務状態に留め置くような政策は言語道断である。小規模・短期金融の需要があるというのであれば、総合支援資金への支援など、行政によるセーフティネット貸付を拡充させることでその需要に応え得るであろう。
5. また、平成18年には府下34自治体の地方議会が金利引き下げを求める意見書を採択し、平成21年には府下全域の地方議会が改正貸金業法等の早期完全施行を求める意見書を採択した。大阪府議会はいずれの意見書も全会一致で採択している。これを見れば、大阪府民の真意が、金利引き下げと総量規制により多重債務被害を根絶させる点にあることは、明らかである。大阪府はこの府民の声を真摯に受け止めるべきである。
6. 当会は、大阪府に対し、今回のヤミ金特区の提案を即時に撤回し、真に多重債務の被害根絶のために邁進されるよう、強く求めるものである。

以上